

千葉県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則（案）について

自然保護課施設管理班

1 改正趣旨

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）及び海上運送法（昭和24年法律第187号）の改正並びに自然公園法（昭和32年法律第161号）を取り巻く状況の変化等を踏まえ、国定公園等の特別地域における許可又は届出が不要な行為に係る規定等について、自然公園法施行規則が改正されたところである。

これを受けて、県内の国定公園と千葉県立自然公園とを同様の取扱いとするため、千葉県立自然公園条例施行規則（以下「規則」という。）について、所要の改正を行うもの。

2 改正概要

（1）特別地域内における許可又は届出を要しない行為の追加等

特別地域内における許可又は届出（以下「許可等」という。）を要しない行為について規定した規則第14条を、次のとおり改正することとする。

ア 外来生物法関係

外来生物法第2条第1項に規定する特定外来生物の防除に係る調査のためのカメラ又は標識その他これに類するものの設置等を許可等が不要な行為とする。【第11号の13・第26号の2の3関係】

イ 海上運送法関係

海上運送法の規定により航路事業の許可を受けた者、届出をした者等が当該事業を営むために動力船を使用することに係る規定を適正化する。【第32号の12関係】

ウ その他

○電柱に付帯する工作物（当該電柱の色彩と同等と認められない電柱の支柱を除く。）の新築を許可等が不要な行為とする。【第11号の10関係】

○地表から2.5メートル以下の高さで、広告物等を建築物の壁面に掲出等することのうち、正当な理由がなくて行う場合を許可等が不要な行為から除くこととする。【第23号関係】

○牧野、草原又は農地の管理のための標識の掲出等を許可等が不要な行為とする。【第26号関係】

○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として特別地域内で制限される行為に関し、当該指定管理鳥獣捕獲等事業は同法に基づく実施計画に従って実施するものである旨を明確化する。【第32号の18関係】

（2）特別地域内の行為の許可基準の変更

特別地域の指定区域内における車馬等の使用等に係る許可基準に、景観の維持上支障を及ぼすおそれがないものであることを追加する。【第13条第29項第1号ロ関係】

（3）その他

○運輸施設に関する公園事業の譲渡承継による公園事業承継承認申請書には、譲受人が公園施設を適切に経営等できることを証する書類等を添付不要とする。【第8条第2項柱書関係】

○譲渡承継による公園事業承継承認申請書に添付する書類に、その他知事が必要と認める書類を追加する。【第8条第2項第7号関係】（新設）

- 生態系維持回復事業についての確認等を受けようとする者が提出する申請書に添付する地形図の縮尺は、25,000分の1程度とする。【第19条の4第3項第1号関係】
- その他所要の改正を行うこととする。

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 経過措置

改正規則の施行に伴い、必要な経過措置を規定することとする。